

ナンバポイントカードプラス・ナンバ電子マネー利用規約

第1条（目的）

本規約は、株式会社ナンバホームセンター（以下「当社」といいます。）が発行する、以下に定義したナンバポイントカードプラスおよび、ナンバ電子マネー・ナンバポイントのご利用について規定するものであり、会員がナンバポイントカードプラスを使用してナンバ電子マネー、ナンバポイントを利用するにあたり本規約が適用されます。

第2条（定義）

本規約において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによります。

- （1）「ナンバ電子マネー」とは、当社が発行し、所定のサーバーに記録される金銭的価値を証するものをいいます。
- （2）「取扱店舗」とは、会員が商品等の取引にナンバ電子マネーを利用することができる店舗または施設をいいます。
- （3）「ナンバ電子マネーサービス」とは、会員が取扱店舗に対し、商品等の対価の全部または一部の支払いとして、当社所定の方法によりナンバポイントカードプラスにチャージされたナンバ電子マネーを利用することで、取扱店舗から商品等の購入または提供を受けることができるサービスをいいます。
- （4）「ナンバポイントカードプラス」とは、当社発行の前払式証票であるナンバ電子マネーのデータが記録された加減算型カードで、繰り返しチャージすることができ、またチャージされた電子マネーを利用して取扱店舗において商品等を購入することができる機能を備えたものをいいます。
- （5）「会員」とは、当社所定の入会申込書等において本規約を承認の上、ナンバポイントカードプラスの入会を申し込まれた個人の方で、当社が入会を認め、会員資格を有する方をいいます。なお、入会申込時の氏名・生年月日・電話番号等の届け出が不正確な場合、会員は当社が提供するサービスの一部を受けられないことを承諾するものとします。
- （6）「商品等」とは、会員が販売又は提供を受ける物品、サービス等をいいます。
- （7）「チャージ」とは、会員が、当社所定の方法により、ナンバポイントカードプラスにナンバ電子マネーを加算することをいいます。
- （8）「ナンバ電子マネー残高」とは、ナンバポイントカードプラスにチャージされ、会員が利用することのできるナンバ電子マネーの量をいいます。
- （9）「利用端末」とは、取扱店舗に設置された、ナンバ電子マネーの読み取りおよび引き取り、取引データの記録その他のナンバ電子マネーを利用した取引を行うために必要な機能を有する当社所定の機器をいいます。
- （10）「チャージ端末」とは、チャージを行うための機器をいいます。

第3条（カードの発行）

1. 当社は取扱店舗において、会員にナンバポイントカードプラスを発行いたします。会員は本規約の内容を全て確認したうえで、ナンバポイントカードプラスの貸与を受けることができるものとします。新規入会時の発行手数料として、会員1名につき100円（消費税込）をいただきます。年会費は無料です。発行手数料については理由の如何を問わず返還いたしません。ナンバポイントカードプラスの貸与を受けた場合、当該会員は、本規約の内容のすべてに同意したものとみなします。
2. 会員は、ナンバポイントカードプラスを受け取ったときに当該カードの所定欄に会員ご自身の署名を行わなければなりません。ナンバポイントカードプラスは、会員本人以外は使用できません。カードは1名につき1枚のみの発行とし、複数枚の所持はできません。カードの紛失・盗難等により会員に損害が生じた場合、当社は一切の責任を負わないものとします。
3. 会員は、善良なる管理者の注意をもってナンバポイントカードプラスを使用し管理しなければなりません。また、会員は、カードを貸与・譲渡・担保提供その他の処分をなすことはできません。当社から要求があった場合、直ちに返還する義務を負います。
4. 会員は、会員が当社に届け出た氏名・住所・電話番号等について変更があった場合には、当社所定の方法により当社に届け出ることを承諾するものとします。

第4条（不正使用等の禁止）

会員は、ナンバポイントカードプラスの偽造・変造・改ざんその他の不正な方法による使用をすることはできません。

第5条（チャージ）

1. 会員は、取扱店舗に設置されたチャージ端末およびPOSレジにて、ナンバポイントカードプラスにナンバ電子マネーをチャージすることができます。
2. 会員は、1枚のナンバポイントカードプラスに対して、1,000円単位で、ナンバ電子マネー残高200,000円を上限としてチャージができます。ただし、1回あたりのチャージ上限は40,000円です。

第6条（ナンバ電子マネーサービスの利用）

1. 会員は、取扱店舗でナンバ電子マネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受けることができます。ただし、商品券、その他の金券類・はがき・切手・印紙類・その他別途当社が定める一部の商品等について、利用が制限される場合があります。
2. 会員が取扱店舗でナンバ電子マネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受ける場合、会員のナンバポイントカードプラスから利用額に相当するナンバ電子マネーが差し引かれ、利用端末に当該ナンバ電子マネーの利用の完了が記録されたとき、対価の支払いがなされたものとします。
3. 会員は、取扱店舗において、商品等の購入または提供を受けるにあたり、利用端末において認識されたナンバ電子マネー残高が商品等の対価の総額に不足する場合には、その不足額を当社または取扱店舗が定める方法により、支払うものとします。
4. 会員が取扱店舗において商品等の購入または提供を受ける場合、1取引に利用できるナンバポイントカードプラスの利用回数は1回です。ただし、当社が別途定める場合は、この限りではありません。
5. 会員は、ナンバ電子マネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受けた場合には、利用端末に表示され、または交付を受けるレシート等に印字されるナンバ電子マネー残高を確認し、誤りがないことを確認するものとします。万一誤りがある場合には、その場で取扱店舗に申し出るものとします。その場で申し出がなされない場合には、会員は、当該ナンバ電子マネー残高について誤りがないことを了承したものとします。

第7条（ナンバ電子マネー残高の確認）

ナンバ電子マネー残高は、ナンバ電子マネーサービス利用時のレシート、またはカード裏面の二次元コードにて確認することができるものとします。

第8条（ナンバ電子マネーの有効期限等）

1. ナンバ電子マネーの有効期限は、ナンバポイントカードプラスの電子マネーサービスを最後に利用された日から3年を経過した日までとします。なお利用とは、チャージおよびナンバ電子マネーによる商品購入等をさします。
2. 前項の有効期限を経過した場合、ナンバ電子マネーの残高は失効し、またナンバ電子マネー残高の換金または払い戻しはできません。

第9条（ナンバ電子マネーの移転）

会員は、第13条または第14条による場合を除き、ナンバ電子マネーを他のナンバポイントカードプラスに移転することはできません。

第10条（ナンバ電子マネーサービスの利用ができない場合）

会員は、次のいずれかの事由が生じた場合においては、当該事由が解消されるまでの間、チャージすること、ナンバ電子マネーサービスを利用した商品等の購入または提供を受けること、ならびにナンバ電子マネー残高の確認をすることができません。

- （1）ナンバ電子マネーサービスのシステムに故障が生じた場合および当該システム保守管理等のために当該システムの全部または一部を休止する場合。
- （2）ナンバ電子マネーカード・利用端末・チャージ端末・これらに付随する機器等の破損または電磁的影響、停電、その他の事由による使用不能の場合。
- （3）その他やむを得ない事由のある場合。

第 11 条（会員資格の喪失）

1. 会員が「ナンバポイントカードプラス」の抹消を当社に申告した場合、当社は、当該カードに残高が存在するか否かにかかわらず、当該会員の会員資格を抹消することができるものとします。会員がナンバポイントカードプラスの会員資格を喪失した場合、ナンバ電子マネーサービス・ナンバポイントの利用ができなくなります。
なお、会員資格抹消後の電子マネーならびにポイント残高については、理由の如何を問わず、補償、返金、再発行等には一切応じません。
2. 会員が次のいずれかに該当する場合、当社の判断により会員資格を取消することができるものとします。この場合、当社は、事前の通知催告を要せず、すべてのサービス利用を直ちに中止させ、ナンバ電子マネー、ナンバポイント残高をゼロとすることができます。
 - (1) ナンバポイントカードプラスを偽造または変造もしくは改ざんした場合。
 - (2) ナンバ電子マネーを不正に使用・利用した場合。
 - (3) 申込書等に記載した事項に虚偽があった場合。
 - (4) その他、会員が本規約に違反した場合。
 - (5) 上記に準ずる行為があり、当社が会員として不適格と判断した場合。
3. 会員が死亡した場合には、会員資格は喪失され、一切のサービスを利用できなくなります。この場合、会員の法定相続人から当社の定める方法によりナンバ電子マネー残高に相当する現金の払い戻し請求があった場合は、現金の払い戻しを行うものとします。ただし、第 8 条 1 項に定める有効期限内に払戻請求がない場合は、相続人が当該払戻請求権を放棄したものとみなされることを異議なく承諾するものとします。

第 12 条（換金等不可）

第 11 条 3 項、第 20 条 1 項（2）の場合を除き、ナンバ電子マネーの換金または現金の払戻しはできません。

第 13 条（ナンバポイントカードプラスの破損・汚損時の再発行等）

1. 当社は、ナンバポイントカードプラスの破損・汚損等の理由により会員がナンバポイントカードプラスの再発行を希望し、当社がこれを認めた場合に限り、当該破損・汚損等したナンバポイントカードプラスと引き換えに新しいナンバポイントカードプラスを再発行します。この場合、会員に再発行手数料をお支払いいただく場合がございます。なお、再発行したナンバポイントカードプラスは券面が変更される場合があることを会員は承諾するものとします。
ただし、当社所定の方法による会員の本人確認が完了している場合に限りです。
2. 前項によりナンバポイントカードプラスが再発行された場合、当社所定の方法で確認されたナンバ電子マネー残高とナンバポイントが再発行されたナンバポイントカードプラスに引き継がれるものとします。

第 14 条（ナンバポイントカードプラス喪失時の再発行等）

1. 当社は、会員から紛失・盗難等によりナンバポイントカードプラスを喪失した旨の届け出があった場合、当該ナンバポイントカードプラスについて、使用停止の措置（以下「使用停止措置」といいます。）をとるものとします。
2. 当社が使用停止措置を講じた場合、会員は当該使用停止措置の解除を求めることはできません。
3. 当社は、紛失・盗難等によりナンバポイントカードプラスを喪失した場合、会員がナンバポイントカードプラスの再発行を希望し、当社がこれを認めた場合に限り、ナンバポイントカードプラスを再発行します。この場合、会員は当社所定の再発行手数料を支払うものとします。【200 円（消費税込）】なお、再発行したナンバポイントカードプラスは券面が変更される場合があることを会員は承諾するものとします。
4. 前項によりナンバポイントカードプラスが再発行された場合、当社によるナンバポイントカードプラスの使用停止措置が完了した時点のナンバ電子マネー残高とナンバポイントが再発行されたナンバポイントカードプラスに引き継がれるものとします。ただし、当社所定の方法による会員の本人確認が完了している場合に限りです。
尚、データ移行措置が完了するまでに一定期間を要することを会員は了承するものとします。
5. 会員がナンバポイントカードプラスの紛失・盗難等を申し出た後から当社による使用停止措置が完了するまでに一定期間を要することを会員は了承するものとします。
なお、会員が紛失・盗難等により喪失したナンバポイントカードプラスを第三者に利用された場合であっても、当社および取扱店舗は、決済時のナンバポイントカードプラス所持者による利用を会員本人の利用とみなし、会員に損害が生じても一切の責任を負わないものとします。
6. ナンバポイントカードプラスの再発行後、会員が喪失したナンバポイントカードプラスを発見した場合、会員は、発見したナンバポイントカードプラスを返却するものとします。

第 15 条（会員の特典）

1. 会員は、ナンバポイントカードプラスを提示の上、現金またはナンバ電子マネーを決済手段とする商品等の購入または提供を受ける場合に限り、当社が定めるポイントサービスを受けることができます。
2. 当社指定店舗で 200 円（消費税込）お買い上げごとに 1 ポイントをカードに付与します。200 円（消費税込）未満、端数はポイント付与しません。
当社が販売する商品の中でギフトカードについては、ポイント対象商品に含みません。その他当社が指定する商品やサービスが対象外となります。会員はポイント付与の条件が変更される場合があることを予め承諾するものとします。
3. 獲得したポイントは、当社が指定する店舗において、1 ポイント＝1 円として現金同等の価値で利用できるものとします。
ポイントサービス利用の際は必ず、会計時にナンバポイントカードプラスの利用を申請するものとします。ポイントは第三者に譲渡することはできません。
会員はポイント利用の条件については、変更される場合があることを予め承諾するものとします。
4. ポイントの有効期間はポイントを付与された日から 1 年間とし、1 年以内に 100 円（消費税込）以上のご利用なき場合、ポイントは全て失効します。
当社がポイントを付与した後に、ポイント対象の取引について取消し、その他当社がポイントの付与を取消することが適当と判断する事由があった場合、当社は対象の取引により付与されたポイントを取消することができるものとします。
当社は、会員が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、会員に事前に通知することなく、会員が保有するポイントの一部または全部を取消することができます。
 - ①違法または不正行為があった場合
 - ②本規約に違反があった場合
 - ③会員の地位を喪失した場合
 - ④その他、当社が会員に付与したポイントを取消することが適当と判断した場合
当社は、有効期間を満了及び取消したポイントについて何らの補償も行わず、一切の責任を負いません。

第 16 条（取扱店舗との紛議）

1. 会員が、ナンバポイントカードプラスを利用して購入または提供を受けた商品等について、返品・契約不適合・欠陥等の取引上の問題が発生した場合については、会員と取扱店舗との間で解決するものとします。
2. 前項の場合においても、会員は、当社および取扱店舗に対し、ナンバ電子マネーの利用の取消し等を求めることはできないものとします。

第 17 条（個人情報の収集・利用）

1. 会員（本条においては、ナンバポイントカードプラスの入会申込をしようとする方を含みます。）は、会員が入会申込時および入会後に当社に届け出た個人情報（氏名・性別・生年月日・住所・電話番号等）およびナンバポイントカードプラス・ナンバ電子マネーサービスの利用履歴等の情報（以下「個人情報」と言います）を、当社が、個人情報保護に関わる法令に基づき、必要な保護措置を行った上で収集、利用することに同意します。
当社は、法令に定めのある場合または会員の同意がある場合を除き、会員の個人情報を第三者に提供することはありません。
2. 会員の個人情報は、以下の目的のために利用します。
 - (1) 特典サービス提供
 - (2) 会員からの各種お問い合わせへの対応
 - (3) 商品やサービス情報、アンケート、キャンペーン等の案内
 - (4) 会員の購買動向の確認、販売促進策の策定と検証
 - (5) その他会員の事前の同意を得た目的達成のための使用

第 18 条（反社会的勢力の排除）

会員（本条においては、ナンバポイントカードプラスの入会申込をしようとする方を含みます。）は、会員が、現在、暴力団等の反社会的勢力（その共生者も含みます。）に該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

第 19 条（本規約およびナンバポイントカードプラスサービスの変更）

当社は、予告なく本規約およびナンバポイントカードプラスサービスの内容を変更することができるものとします。また、当該変更後、会員がチャージ、ナンバ電子マネーサービスを利用した商品等の購入、ナンバ電子マネー残高の確認をした場合には、当社は、会員が当該変更内容を承諾したものとみなします。なお、当社は、本規約またはナンバポイントカードプラスサービスの変更に際して、当社の所定の方法により、事前に会員に対して変更内容を告知することがあるものとします。

第 20 条（ナンバポイントカードプラスサービスの終了）

1. 当社は、次のいずれかの場合には、会員に対し事前に当社所定の方法で周知することにより、ナンバポイントカードプラスサービスを全面的に終了することができるものとします。
 - （1）社会情勢の変化。
 - （2）法令の改廃。
 - （3）その他当社のやむを得ない都合による場合。
2. 前項の場合、会員は、ナンバポイントカードプラスのナンバ電子マネー残高に相当する現金の払戻しを当社に求めることができるものとします。ただし、当社が前項の周知を行ってから当社の定める期間を経過した場合には、会員は、当該払戻請求権を放棄したものとみなされることを異議なく承諾するものとします。

第 21 条（ナンバ電子マネーサービスの払戻し）

1. 当社は、第 11 条 3 項および第 20 条 2 項の場合を除き、ナンバ電子マネーの払戻しはできませんので、予めご了承ください。

第 22 条（制限責任）

第 10 条に定める理由およびその他の理由により、会員がナンバ電子マネーサービスを利用することができないことで、当該会員に生じた不利益または損害について、当社は、その責任を負わないものとします。ただし、当該不利益または損害が当社の故意または重過失によるものである場合を除きます。

第 23 条（通知の到達）

当社が、会員に対して通知を行うにあたり、郵便等の方法による場合には、当社は会員から届けられた住所に宛てて通知を送送すれば足りるものとし、当該通知の到達が遅延し、または到達しなかったとしても、通常到達するであろうときに到達したものとみなします。

第 24 条（業務委託）

当社は、本規約に基づくナンバ電子マネーサービス運営管理業務について、業務の一部を第三者に委託することができるものとします。

第 25 条（合意管轄裁判所）

会員は、本規約に基づく取引に関して、当社との間に紛争が生じた場合には、当社の本社の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを異議なく承諾するものとします。

第 26 条（準拠法）

本規約の成立・効力・履行および解釈に関しては、日本国法が適用されるものとします。

【ご相談窓口】

ナンバポイントカードプラス電子マネーに関するご質問またはご相談については下記までご連絡ください。

お問合せ電話番号：0868-23-0205（土日祝・年末年始を除く、10:00 ～ 12:00・13:00 ～ 17:00）

株式会社ナンバホームセンター 営業本部

〒708-8507 岡山県津山市材木町 1328-25

規約制定：2025 年 9 月 1 日